

東海大学附属札幌高等学校保護者と教師の会会則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 この会則は、東海大学附属札幌高等学校保護者と教師の会（以下「本会」という。）の運営に関する事項を定める。
- 第 2 条 本会は、事務所を東海大学附属札幌高等学校（以下「本校」という。）内に置く。
- 第 3 条 本会は、保護者と教師が密接な連絡をとり、家庭、学校それぞれが教育責任を分担し、本校生徒の教育の向上と福祉の増進を図り、併せて会員相互間の研修、親睦を図ることを目的とする。

第 2 章 目的 及 び 事 業

- 第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
1. 生徒の教育の向上に関する事
 2. 教育施設、教育環境の改善に関する事
 3. 生徒の厚生に関する事
 4. 家庭と学校の連絡・協力に関する事
 5. 会員相互間の研修並びに親睦に関する事
 6. その他本会の目的を達成するために必要な事項に関する事

第 3 章 会 員 及 び 組 織

- 第 5 条 本会は、保護者と教師（以下「会員」という。）を以って組織する。
- 第 6 条 会員は次の者を以って組織する。
1. 本校在学生保護者
 2. 本校教師
 3. 総会で承認を得た者
- 第 7 条 本会に次の役員を置く。
1. 会長 1 名
 2. 副会長 3 名
 3. 書記 若干名
 4. 会計 2 名
 5. 監査 2 名
- 第 8 条 本会に学級委員を置く。
- 第 9 条 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれに代わる。
3. 書記は本会の会務を記録すると共に、庶務全般を行う。
4. 会計は本会の会計事務を行う。
5. 監査は本会の会計を監査する。

第10条 学級委員の任務は次のとおりとする。

1. 学級委員会に出席する。
2. 学級懇談の準備・運営を行う。
3. その他

第11条 役員は総会で選出する。但し再任は妨げない。

第12条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

1. 顧問及び相談役は本会に対し、功労顕著な者及び学識経験ある者の中から会長が推薦し、総会の議を経て会長が委嘱する。
2. 顧問及び相談役を委嘱された者は、会長の諮問に応じる。

第13条 本会に下記の専門委員を置く。

1. 文化委員
2. 広報委員

第14条 専門委員会の委員は会員から選出し、委員長1名、副委員長1名を出す。各委員の互選とし、委員長は役員会で承認を得る。

第15条 専門委員の任期は1年とする。但し再任は妨げない。

第16条 本会則で定められた役員の任期は、1年(総会から総会まで)とし、再任は妨げない。

第4章 会議及び役割

第17条 本会に次の機関を置く。

1. 総会
2. 役員会
3. 学級委員会
4. 専門委員会

第18条 総会は会員を以って構成し、次の事項を行う。

1. 役員の選出に関する事
2. 事業計画・事業報告に関する事
3. 予算・決算に関する事
4. 会則の改正に関する事
5. その他重要事項に関する事

第19条 総会は年1回定時総会を開催し、会長がこれを召集する。但し、会長が必要

と認めた場合は、臨時に総会を開催することができる。

第20条 総会は会員の過半数の出席を以って成立する。但し、委任状を以って出席に変えることができる。

第21条 総会の議決は出席者の過半数の賛成により成立する。賛否同数の場合は、会長がこれを決める。

第22条 役員会は役員を以って構成し、次の事項を行う。

1. 会務の執行に関すること
2. 専門委員会の活動に関すること
3. 役員選考委員の選出
4. その他重要事案について

第23条 役員会は必要に応じ会長がこれを招集する。

第24条 会長は必要に応じ拡大役員会を召集することができる。拡大役員会は役員及び専門委員長等を以って構成する。

第25条 学級委員会は学級委員を以って構成し、学級から2名を選出する。選出時期は総会以降とし、その後役員会で承認し、文書で会員に公表する。また次の事項を行う。

1. 事業計画・事業報告に関すること
2. 予算・決算に関すること
3. その他重要事案に関すること

第26条 学級委員会は定例会を年3回開催する。学級委員会には専門委員会の委員長も参加する。また、会長が必要と認めた場合は、臨時の学級委員会を招集することができる。

第27条 専門委員会は委員長が召集し、活動内容を適宜役員会に報告する。

第28条 専門委員会は各専門委員を以って構成し、次の事項を行う

1. 文化委員会は、教養・文化に関すること
2. 広報委員会は、会報や新聞の編集・発行に関すること

第 5 章 会 計

第29条 本会の経費は、入会金、会費、特別会費、事業収入、及び寄付金、その他の収入を以ってこれにあてる。

第30条 本会の入会金は2000円、会費は年額6000円とする。

第31条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日を以って終わる。

第32条 会計監査は本会の会計を監査し、その結果を総会に報告し、承認を得なければならない。

第 6 章 表 彰 及 び 慶 弔

第 3 3 条 表彰及び慶弔の運用については、別に定める細則による。

付 則

この会則は、昭和 5 2 年 5 月 1 4 日より施行する。

この会則は、平成 1 8 年 4 月 1 日より施行する。

この会則は、平成 2 1 年 4 月 1 日より施行する。

この会則は、平成 2 3 年 4 月 1 日より施行する。

この会則は、平成 2 5 年 4 月 1 日より施行する。

この会則は、平成 2 6 年 4 月 1 日より施行する。

この会則は、平成 2 6 年 4 月 1 日より施行する。

東海大学付属札幌高等学校保護者と教師の会細則

第 1 条 この細則は、本会会則第 3 1 条により、本会の円滑な運営を図るため、必要な事項を定める。

第 2 条 本会の発展に貢献し、その功績が顕著と認められた者に、本会は記念品をそえて表彰する。

第 3 条 表彰者の推薦は、役員会の議を経て決定する。

第 4 条 本細則の改廃は、役員会で審議し、総会の議決を以って成立する。

付 則

この細則は、平成 1 8 年 4 月 1 日より施行する。

この細則は、平成 2 8 年 4 月 1 日より施行する。